

## ○指宿市議会議長交際費支出基準

平成29年 3月27日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この基準は、議長が指宿市議会を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行及び、その支出基準に関し一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 議長交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市議会と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 前項に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めるもの

(種別、支出範囲等)

第3条 議長交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができる。ただし、議長の依頼に基づき、副議長等が議長に代わって出席する場合も同様とする。

- (1) 会費 会費制により開催される懇談会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 慶祝費 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 記念品 国内外からの公式訪問及び姉妹都市、郷土会等への訪問の際の記念品に係る経費
- (4) 土産 各委員会の行政視察の土産に係る経費
- (5) 生花 慶弔、各種大会等における慶弔表意のための生花に係る経費
- (6) 香料 葬儀における香典等支出に係る経費
- (7) 懇談会費 議会運営の円滑な執行上必要とする意見交換、情報収集等の懇談に係る経費
- (8) その他経費 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要とする経費

(支出額)

第4条 議長交際費の支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

2 議長交際費の支出基準は、別表によるものとする。

3 会費制による懇談会、祝賀会等に係る支出額は、会費の額以内とする。

(執行状況の公開)

第5条 議長交際費の公開は、原則として市議会のホームページにおいて公開し、公開する事項は、次に掲げるものとする。ただし、指宿市情報公開条例（平成18年指宿市条例第12号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている場合は、この情報を公開しないことがある。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(議長交際費の見直し)

第6条 議長は、社会経済情勢の変化等を十分に踏まえ、交際費の支出内容、支出金額等が、市民感覚とかけ離れることなく、この基準の適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会で協議のうえ決定する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	対象者等	金額	その他
1 会費	会費を必要とする会合等への参加の支出	会費の額以内	
2 慶祝費	総会、祝賀会、行事等で案内があったとき	祝酒 (焼酎2本)	規模等に応じ調整するが10,000円を限度とする。
3 記念品等	国内外からの公式訪問、姉妹都市、郷土会等への訪問の際の記念品等に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内	

4	お土産	各委員会の行政視察のお土産代等		社会通念上の範囲内の茶菓子等	
5	生花	慶弔及び各種大会等における慶弔表意のための生花に係る経費		社会通念上妥当と認められる範囲内	
6	香料	国会議員（本人）	現職	20,000円	本県選出の議員のみ
		県議会議員（本人）	現職	10,000円	
		市議会議員（本人）	現職	10,000円	
		市議会議員の配偶者，子又は実父母	現職	3,000円	
		市長，副市長又は教育長	現職	10,000円	
		本市と関わりの深い他都市の市政又は市議会の関係者			10,000円
7	懇談会費	議会運営の円滑な執行上必要とする意見交換，情報収集等の懇談に係る経費		社会通念上妥当と認められる範囲内	
8	その他	市政又は市議会の運営上必要な交際に要する経費として，議長が特に必要と認めるもの		社会通念上妥当と認められる範囲内	

備考 この基準は，一般的な支出金額を示したものであり，この基準によることが適当でない事例が生じた場合は，別に決定するものとする。